全身用 X 線 CT 装置保守業務仕様書

この仕様書は、全身用 X 線 CT 装置保守業務（以下「保守業務」という。）の大要を示すものであって、ここに記載されない細部の事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

１．保守対象期間　引渡日から 72 か月間（１年間の無償保証期間を含む。）

２．保守業務の対象機器 全身用 X 線 CT 装置
（患者監視システム、一連の関連機器を含む。）
［設置場所］
地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「センター」という。） CT 検査室及び CT 機械室、CT 操作室他

３．保守内容
（１）定期点検
受託者は、対象機器を常に良好な状態に保つために、定期的に専門技術員を派遣し、定期点検表に基づき、点検、調整、及び部品交換を行うものとする。
ア　CT 装置（１式）の定期点検回数は、保証期間中を含め年 1 回以上とする。点検月日は双方協議の上決定すること。
イ　定期点検は、休日（年末年始を除く土日祝日）、もしくは平日の 17 時以降に開始することとし、実施日時は事前にセンターと協議して決定する。
ウ　点検により修理や定期交換部品以外の部品交換が必要と認められた場合には、センター担当者へ報告した後、速やかにこれを実施し、装置の正常稼働に努める。
エ　センターが行うべき日常点検表を作成し、異常の早期発見に協力する。
オ　保守対象機器の制御コンピューターのソフトウェアバージョンアップやハードウェアの交換は定期点検の際に行うこと。ただし急を要する場合は速やかに対応すること。

（２）修理及び緊急修理
受託者は、定期点検のほかに、不時の故障時等、委託者より要請があった場合は、速やかに専門技術員を派遣し、センター担当者の指示に従い必要な修理、部品交換等を行うものとする。また、次の業務を行うものとする。
ア　修理依頼受付（カスタマーコールセンター）は、365 日・24 時間対応を可能とすること。
イ　修理実施日時（緊急以外の場合）は、事前にセンターと協議して決定する。
ウ　保守対象機種の不具合に対して、365 日・24 時間のリモート診断が可能であること。
エ　緊急修理依頼に対しては、24 時間修理対応を可能とし、対応の概要をセンター担当者に報告し、また、現場において障害復旧のために迅速な対応を行うこと。
オ　修理後は、検査立会いを行い、センター担当者とともに正常稼動を確認すること。

（３）補償対象
受託者は、以下の項目を補償対象とすること。

ア　装置に付属する全ての機器を対象とすること。
イ　補償サービスに含まれる全ての内容を対象とすること。

（3）CT 制御コンピューターのソフトウェアおよびハードウェア

受託者は、CT 装置の制御コンピューターのソフトウェアのバージョンアップおよびハードウェアの交換等を以下の条件で行うこと。

ア　保守対象機器のソフトウェアのバージョンアップ、ハードウェアの適宜交換、サイバーセキュリティ対策を回数制限なく定期的に行うこと。システム整備されていない場合はシステムの構築を行うこと。
イ　ソフトウェアのバージョンアップ（アップデート以外のアップグレード及び新リリース）は、提供開始ごとに行う。ただし、緊急を要しない場合はセンター担当者と日程を協議の上で決定すること。

4．保守の範囲

次の各項に挙げるものは、委託業務に含まないものとする。

（1）天災地変等、両者の責に帰することができない原因により生じた修復作業
（2）委託者の機器取り扱いの誤りに起因する修復作業
（3）対象機器のオーバーホール
（4）機器仕様変更に伴う改造・組替又は移設に関する据付作業

5．負担区分

（1）委託者負担分
ア　保守対象機器以外に係る費用
イ　保守対象機器に帰属しない消耗品費用
ウ　保守業務に使用する電力、給水、給湯、ガスの費用

（2）受託者負担分
ア　保守対象機器に係る定期点検、緊急修理（X 線管球を含む）における専門技術員の技術料、作業料、交通費等の費用
イ　X 線管球を含む保守対象機器に係る定期交換部品費、修理（緊急修理）部品費、消耗部品費
ウ　コンピューターハードウェア及びソフトウェアバージョンアップに要する費用
エ　修理依頼受付の 365 日・24 時間対応を可能とするための費用
オ　専用回線によるリモート点検・診断を可能とするための費用

以上